

国、全国の自治体と力を合わせ、活力ある日本の未来を創造するために

【新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けて】

今般、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、我が国においても、これまでに、多くの方々の尊い命が失われました。市民の皆様、事業者の皆様による外出や営業等の自粛の徹底、医療機関や福祉施設をはじめとする、多くの方々の懸命の御努力により、大きな第1波を乗り越えることができたものの、日々の暮らしや経済への甚大な影響も含め、今もなお、全世界が危機的な状況に直面しています。

この戦後初めてとも言える国家的な危機に当たり、住民に最も身近な基礎自治体である京都市としても、国や京都府、医療機関、関係機関と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症の早期収束に全力を尽くすとともに、市民生活の安定や京都経済の立て直しに取り組んでまいります。

【レジリエント・シティ京都の挑戦と改革】

京都はこれまでから、幾多の深刻な危機を乗り越えながら創造・発展し続けてきたレジリエント・シティであります。京都の今と未来に責任を持つために、この度の危機についても、市民の皆様と共に必ずや乗り越え、その経験を一過性のものとしてはならない。都市の在り方、産業の在り方、働き方、生き方など、様々なことを抜本的に見直し、発展していく契機としなければならない。改めて強く決意を致しております。

同時に、50年後、100年後の京都を見据え、今取り組まなければならない大きな課題が山積しています。人口減少や、少子化、虐待、貧困、孤立、8050問題などの社会的課題、そして、そうした課題を解決するために必要な持続可能な財政基盤の確立。これらに対して、真正面から取り組み、輝かしい京都の未来に向かって「挑戦と改革」を断行してまいります。

【双京構想・文化首都の実現を願って】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、日本の歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

また、政府並びに関係者の御英断・御尽力により、間もなく文化庁が京都にやっております。私どもは「文化首都」として、文化の力であらゆる社会的課題を解決し、我が国の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいりますので、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものですが、その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長

門川 大作

—目次—

【提案・要望事項一覧】

- ① いのちとくらしを守り、安心と豊かさを実感できる社会を実現するために
 - 1 子ども・子育て支援の充実 … 3
 - 2 教育の充実と教員の働き方改革 … 3
 - 3 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等 … 4
 - 4 国民健康保険制度の抜本的な改革 … 4
- ② 日本社会の活力向上、日本全体の地方創生の推進に、京都が積極的な役割を果たすために
 - 5 文化の力による全国の地方創生、文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 … 5
 - 6 日本を元気にする文化芸術立国の実現 … 5
 - 7 京都らしい町並み景観の保全を推進するための法整備や地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等 … 6
 - 8 日本文化を支える伝統産業の振興 … 6
 - 9 京都経済の持続的な成長の促進や、京都の強みをいかした成長産業等への支援 … 6
 - 10 地方が豊かさを実感できる「持続可能な観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実 … 7
 - 11 働き方改革の推進等による中小企業・地域企業の担い手確保等への支援充実 … 7
 - 12 安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の再整備に対する財政支援 … 7
 - 13 和牛の継続した海外輸出拡大に向けた支援の充実 … 7
 - 14 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現 … 8
 - 15 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、国有地の活用検討 … 8
 - 16 大学の機能強化など「大学のまち京都・学生のまち京都」推進のための環境整備 … 8
- ③ 安心安全、快適、健やかで、環境にやさしいまちづくりの推進
 - 17 安心安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進 … 9
 - 18 低コスト手法の早期普及等による、着実かつ迅速な無電柱化の推進 … 10
 - 19 下水道事業に対する支援の充実等 … 10
 - 20 老朽化した水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充等 … 10
 - 21 地下鉄事業に対する財政支援の拡充 … 11
 - 22 市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援 … 11
 - 23 都市部における交通渋滞や、市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等 … 11
 - 24 空き家や所有者不明不動産の活用に向けた実効性ある対策及び地籍調査の円滑な実施による、安心安全で活力ある地域づくりの推進 … 12
 - 25 2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等 … 12
- ④ 国土の調和ある発展のために
 - 26 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 … 13

27 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進, 地元負担の軽減及び関西国際空港への延伸	…13
28 リニア中央新幹線の京都誘致の実現等について	…13

⑤ 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

29 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など, 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等	…14
---	-----

【説明用資料】

1-(1) 国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進	…19
1-(2) 医療的ケア児への支援の充実	…20
1-(3) 児童虐待防止対策等の強化	…22
2-(1) G I G Aスクール構想の早期実現に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充	…26
7-(1) 屋内から屋外に向けた広告(屋内広告物)の規制に係る法整備等	…28
9-(1) スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援の充実	…30
14 国立京都国際会館における多目的ホールの, 5,000人規模への拡張整備の早期実現	…32
15 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する, 京都刑務所, 京都拘置所, 京都運輸支局など, 国有地の有効活用を検討	…34
17-(1) 国の財源(社会資本整備総合交付金, 防災・安全交付金等)の確保・拡充	…36
17-(2) 鴨川東岸線をはじめ, 成長戦略に資する道路整備の推進に必要な財政支援	…38
18-(1) 着実かつ迅速な無電柱化の推進に向けた, 国における継続的かつ安定的な財源確保・配分, 低コスト手法の普及促進	…40
18-(3) 無電柱化の更なる推進に向けた国と地方公共団体による無利子貸付制度の対象路線の拡充	…40
19-(1) 下水道事業に必要な予算額の確保	…42
19-(2) 公害財特法の適用期限の延長など制度の見直し, 公害防止対策事業の推進に必要な予算措置及び地方財政上の措置の実施	…44
21-(1) 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援	…46
24-(1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大	…48
24-(2) 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化	…49
25-(1) 国の長期削減目標として, 2050年CO2排出量正味ゼロの提示	…50
26-(1) 国で実施中の渋滞対策の調査結果を踏まえた堀川通の機能強化(バイパス整備等)に向けた早期の計画策定, 京都南ジャンクション(仮称)などの整備促進	…52
26-(2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討	…53
27 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進, 地元負担の軽減及び関西国際空港への延伸	…54
29-(1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	…56
29-(2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化	…58
29-(3) 防災・減災対策事業に係る地方債の恒久化	…60

提案・要望事項一覽

提案・要望事項一覧

※ 市・府共同提案は、提案・要望の大きな方向性
が同じであり、市・府が共同して提案を行う事項

(◎のある項目は説明用資料(17ページ以降)を参照)

① いのちとくらしを守り、安心と豊かさを実感できる社会を実現するために

1 子ども・子育て支援の充実

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

- ◎ (1) 国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進 (19 ページ)
- ◎ (2) 医療的ケア児への支援の充実 (20 ページ)
- ◎ (3) 児童虐待防止対策等の強化 (22 ページ)
- (4) 質の高い保育と担い手確保のために、自治体独自に改善している職員配置基準及び職員処遇を踏まえた十分な財政支援等
- (5) 貧困家庭の子ども等への支援のための恒久的かつ十分な財政措置
- (6) 児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置
- (7) 自治体の財政力にかかわらない、国の制度としての子ども医療費等助成制度の創設

2 教育の充実と教員の働き方改革

【文部科学省】

- ◎ (1) G I G Aスクール構想の早期実現に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充
(26 ページ)
- (2) 学校施設等におけるブロック塀や屋根の改修等に対する支援制度の拡充等
- (3) 学校施設におけるエアコンの老朽化に対応するための、機器更新等に向けた財政支援
- (4) 働き方改革の実現による教員の負担軽減
- (5) 新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善
- (6) 小学校2年生の35人学級の早期法制化

3 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等

【厚生労働省】

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化, 及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた, 頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築, 不正受給への対策強化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保
- (4) ひきこもり支援に係る国制度の充実

4 国民健康保険制度の抜本的な改革

【厚生労働省】

- (1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現, 及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- (2) 制度改革実現までの財政措置の拡充
 - ・ 国庫負担率の引き上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充
- (3) 子ども医療費(小学生以上分)等の地方単独事業の実施に伴う, 国庫負担金の減額調整措置の撤廃

② 日本社会の活力向上, 日本全体の地方創生の推進に, 京都が積極的な役割を果たすために

5 文化の力による全国の地方創生, 文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 **市・府共同提案**

【内閣官房, 文化庁】

- (1) 「新・文化庁」の下で文化を基軸とした国づくりを進めるための, 文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充
- (2) 新たな文化行政を推進するための, 文化庁地域文化創生本部の取組の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化
- (3) 文化関係独立行政法人(国立文化財機構, 国立美術館, 日本芸術文化振興会)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速

6 日本を元気にする文化芸術立国の実現

【文化庁, 経済産業省】

- (1) 文化遺産の防災対策や保存・活用のための財政支援及び税制優遇の一層の拡充
- (2) アート市場活性化に向けた企業・個人がアート作品を購入・寄附する際の税制優遇措置の検討
- (3) 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出・拡充に向けた取組への支援
- (4) 伝統文化親子教室の充実など更なる取組の展開による地域に根差した暮らしの文化の振興
- (5) 日本人の美意識・価値観を国内外にアピールする「日本博」の継続した京都での展開
- (6) MANGAナショナル・センター構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の活用
- (7) 2025年国際博覧会(大阪・関西万博)の成功に向けた活動の強化
- (8) 和装(きもの文化), 華道, 茶道, 庭園文化等の「和の文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援
- (9) 伝統芸能の活性化に向けた, 伝統芸能に関する総合的な相談支援体制の充実や, 関係団体とのネットワーク構築等の推進のための支援

7 京都らしい町並み景観の保全を推進するための法整備や地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等

【文化庁, 国土交通省】

- ◎ (1) 屋内から屋外に向けた広告(屋内広告物)の規制に係る法整備等 (28ページ)
- (2) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)に係る相続税に関し, 軽減措置の対象への追加及び公開などで活用する場合の納税猶予制度の創設
- (3) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等

8 日本文化を支える伝統産業の振興

【経済産業省】

- (1) 伝統産業の存続に向けた「伝統的工芸品」の指定拡大及び次代の担い手育成への支援の充実
- (2) 伝統産業の多様な販路開拓を目指した海外アート市場をはじめとする海外展開への支援

9 京都経済の持続的な成長の促進や, 京都の強みをいかした成長産業等への支援

市・府共同提案

【内閣官房, 内閣府, 文部科学省, 経済産業省】

- ◎ (1) スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援の充実 (30ページ)
- (2) 「地方拠点強化税制(拡充型)」の本市全域への優遇対象拡大

10 地方が豊かさを実感できる「持続可能な観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実

【厚生労働省、観光庁】

- (1) レジリエントな観光の実現に向けた、雇用継続、生産性向上、BCP策定等、災害・疫病をはじめとした不測の事態に対する取組への支援
- (2) 旅館の更なる魅力発信と利用促進に向けた支援
- (3) 観光客の受入環境整備やブランディング、富裕層の更なる誘致に向けた取組に係る支援の充実
- (4) MICEの誘致体制の強化等への支援
- (5) 発地・着地における外国人観光客に対する日本の習慣・制度やマナー、手ぶら観光等の統一的な周知・啓発活動の強化、AI等を活用した混雑対策の取組など、市民生活を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けた支援の充実
- (6) 違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた、国における指導監督の徹底、地域の実情を踏まえた法制度への見直し

11 働き方改革の推進等による中小企業・地域企業の担い手確保等への支援充実

【厚生労働省】

- (1) 働き方改革の推進等による「地域企業」の担い手不足解消のための交付金制度創設等
- (2) 非正規雇用から正規雇用への転換促進のための支援充実
- (3) 就職活動におけるハラスメントの防止対策の強化

12 安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の再整備に対する財政支援

【農林水産省】

- (1) 中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実
- (2) 物流の効率化や労働環境改善に資するシステム導入等に対する財政支援の充実

13 和牛の継続した海外輸出拡大に向けた支援の充実

【厚生労働省】

対米輸出認定に係る放血手法の基準見直し

◎ 14 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現
市・府共同提案 **【財務省，国土交通省】**

(32ページ)

◎ 15 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、国有地の活用を検討

【法務省，国土交通省】

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する，京都刑務所，京都拘置所，京都運輸支局など，国有地の有効活用の検討 (34ページ)

16 大学の機能強化など「大学のまち京都・学生のまち京都」推進のための環境整備

【出入国在留管理庁，文部科学省】

- (1) 高等教育の修学支援新制度の着実な実施をはじめとする修学に係る経済的負担軽減策の充実
- (2) 大学運営に必要な基盤的経費の確保・充実（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実）
- (3) 留学生の受入れから定着までの一貫した取組への支援の充実（大学における留学生受入支援，留学生受入環境づくり，留学生に対する就労支援）
- (4) 特色化・機能強化を図る中小規模大学をはじめとする大学や，大学間連携組織への支援の充実（私立大学等改革総合支援事業の予算の充実，施設・設備整備に対する補助率の引上げ等）

③ 安心安全，快適，健やかで，環境にやさしいまちづくりの推進

17 安心安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進

【内閣府，総務省，消防庁，文化庁，林野庁，国土交通省，原子力規制委員会】

- ◎ (1) 国の財源（社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金等）の確保・拡充
(36 ページ)
- ◎ (2) 鴨川東岸線をはじめ，成長戦略に資する道路整備の推進に必要な財政支援
(38 ページ)
- (3) 道路の更なる防災機能強化
- (4) 山林における倒木対策や災害に強い森林づくりのための支援制度の拡充等
- (5) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進
- (6) 橋りょう健全化対策や舗装及びトンネルの長寿命化の推進に必要な財政支援及び制度拡充
- (7) 街路樹や公園樹木の育成・更新など緑の空間整備への支援
- (8) 観光・スポーツ振興の拠点や地域の憩いの場となる公園整備のための財源の拡充
- (9) 世界トップレベルの自転車共存都市・京都の実現に向けた取組に対する財政支援
- (10) 被災者生活再建支援法の適用基準の見直し等
 - ・ 同一自然災害における全被災区域での法適用
 - ・ 支援対象被害区分の拡大～全壊・大規模半壊に加えて，半壊・一部損壊まで対象拡大～
- (11) 避難所の機能強化や帰宅困難者対策も含めた災害備蓄物資の充実など，防災対策を計画的に推進するため，長期間，幅広く活動できる支援制度の拡充
- (12) 原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路の整備など関係周辺自治体への財政的支援の拡充

18 低コスト手法の早期普及等による、着実かつ迅速な無電柱化の推進

【国土交通省】

- ◎ (1) 国における継続的かつ安定的な財源確保・配分，低コスト手法の普及促進
(40 ページ)
- (2) 施工条件が厳しい景観地区等において事業促進を図るための補助率の引上げなど補助制度の拡充
- ◎ (3) 無電柱化の更なる推進に向けた国と地方公共団体による無利子貸付制度の対象路線の拡充 (40 ページ)
- (4) 国直轄事業における無電柱化事業の推進

19 下水道事業に対する支援の充実等

【総務省，国土交通省，環境省】

- ◎ (1) 下水道事業に必要な予算額の確保 (42 ページ)
- ◎ (2) 公害財特法の適用期限の延長など制度の見直し，公害防止対策事業の推進に必要な予算措置及び地方財政上の措置の実施 (44 ページ)
- (3) 高金利建設企業債の借換制度の創設 (3 %以上での借換実施)

20 老朽化した水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充等

【総務省，厚生労働省】

- (1) 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する，国の財政支援制度における採択基準の拡充・緩和及び補助率の引上げ
- (2) 旧簡易水道施設整備に対する国庫補助制度の創設
- (3) 高金利建設企業債の借換制度の創設 (3 %以上での借換実施)

21 地下鉄事業に対する財政支援の拡充

【総務省, 国土交通省】

- ◎ (1) 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援 (46 ページ)
- (2) 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- (3) 既存建築物の省CO₂改修支援事業における駅設備等への補助対象の拡充
- (4) 多言語化(4箇国語化)をはじめとした外国人旅行者受入環境整備における複数年事業への補助対象の拡大
- (5) 地下鉄駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- (6) 高金利建設企業債の借換制度の創設(3%以上での借換実施)

22 市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援

【総務省, 厚生労働省, 国土交通省】

- (1) 大型二種免許及び整備士資格の未取得者や女性を対象とした, バス運転士や整備士の担い手確保・育成のための支援
- (2) バス運転士の担い手不足に対応するための, 自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進
- (3) バス車両の実際の使用年数(本市では約18年)を踏まえた企業債償還期間(現行5年)の延長

23 都市部における交通渋滞や, 市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等

【国土交通省】

- (1) MaaS推進に向けて, 各交通事業者等が保有する関連データの活用を進めるための財政支援等
- (2) 自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進

24 空き家や所有者不明不動産の活用に向けた実効性ある対策及び地籍調査の円滑な実施による、安心安全で活力ある地域づくりの推進

【総務省，法務省，国土交通省】

- ◎ (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大 (48 ページ)
- ◎ (2) 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化 (49 ページ)
- (3) 所有者不明空き家の活用促進のための市町村への財産管理人選任申立権の付与等
- (4) 所有者不明不動産の抜本的な発生防止対策としての、不動産名義変更手続の義務化及び罰則の制定
- (5) 密集市街地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し

25 2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等

【総務省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，環境省】

- ◎ (1) 国の長期削減目標として、2050年CO₂排出量正味ゼロの提示 (50 ページ)
- (2) 原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けた、再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大のために必要な支援措置の充実
- (3) 国際社会における「IPCC京都ガイドライン」の早期合意と愛称定着に向けた取組促進

④ 国土の調和ある発展のために

26 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 市・府共同提案

【国土交通省】

- ◎ (1) 国で実施中の渋滞対策の調査結果を踏まえた堀川通の機能強化(バイパス整備等)に向けた早期の計画策定, 京都南ジャンクション(仮称)などの整備促進
(52 ページ)
- ◎ (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討
(53 ページ)

27 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進, 地元負担の軽減及び関西国際空港への延伸 市・府共同提案

【国土交通省】

- ◎ (1) 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進 (54 ページ)
- ◎ (2) 地元負担軽減のための支援 (55 ページ)
- ◎ (3) 関西国際空港への延伸 (55 ページ)

28 リニア中央新幹線の京都誘致の実現等について 市・府共同提案

【国土交通省】

京都を通る整備ルートの選定と大阪までの早期開業

⑤ 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

29 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等 【内閣府，総務省，観光庁】

- ◎ (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 (56 ページ)
- ◎ (2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化 (58 ページ)
- ◎ (3) 防災・減災対策事業に係る地方債の恒久化 (60 ページ)
- (4) ふるさと納税制度の，制度本来の趣旨に基づいた運用の推進
- (5) 国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- (6) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (7) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税，消費・流通課税などの配分割合の拡充強化
- (8) マイナンバーカードの飛躍的な普及促進につながる仕組みの構築と自治体におけるマイナンバーカード交付事務等に対する十分な財政措置
- (9) 過疎地域自立促進特別措置法の延長もしくはそれに変わる新法の制定による過疎地域への支援の継続
- (10) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や，それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障

說明用資料

【提案・要望事項】**国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進****1 幼児教育・保育の無償化に係る事務費について**

幼児教育・保育の無償化の実施に当たって、初年度（令和元年度）及び2年目（令和2年度）の導入時に必要な事務費については全額国庫補助が充当されるが、3年目（令和3年度）以降は地方交付税による措置にとどまる。

なお、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間（令和5年度まで）に係る費用相当額を全額国庫補助金で負担することとされている。

2 本市における幼児教育・保育の無償化に係る事務費に関する予算について

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定のための申請受付等の業務委託費やシステムの開発・運用保守費用等として、令和元年度は約1.6億円、令和2年度は約2.4億円の予算を計上（財源 10/10 国庫補助）

(千円)

年度	事務費	システム開発・改修費	システム運用保守経費	計
令和元年度	100,000		64,000	164,000
令和2年度	139,170	75,337	25,461	239,968

令和3年度以降も約1.4億円の事務費（システム改修・運用経費除く）が継続的に必要となる見込み

3 提案・要望

地方自治体が安定して持続可能な幼児教育・保育の無償化を実施できるよう、国の責任において、地方自治体の負担が過大とならないよう、必要な財政措置を講じることを求める。

事務費に関しては恒久的に必要な費用であることを鑑み、令和3年度以降についても、地方交付税による対応ではなく、全額国庫補助で負担することを求める。

【提案・要望事項】**医療的ケア児への支援の充実**

- ① 看護師配置に係る十分な財政措置
- ② 保育所等における訪問看護サービス利用への医療保険適用

① 看護師配置に係る十分な財政措置**1 障害児通所施設における看護師等の配置**

- (1) 医療的ケア児の受入に必要な看護師等の配置が、障害児通所施設の設置基準上は必須とされていない。
- (2) また、「看護職員加配加算」は、①事業所に看護師等を配置し、かつ②基準を満たす医療的ケア児を受け入れていることが条件となっており、看護師等を配置しただけでは加算の対象とならない。

2 本市における保育所等での医療的ケア児の受入状況等

- (1) 平成30年度から、国のモデル事業を活用し、保育所に配置する看護師等の人件費分相当を支給する「医療的ケア児保育支援事業」を実施
- (2) 医療的ケア児の保育利用ニーズの高まりにより、本市における医療的ケア児の受入児童数は増加。令和2年度からは、保育所に加え、私立幼稚園等においても、看護師配置等に係る費用の支給を開始するなど、予算額を増額

＜本市における医療的ケア児の受入児童数（令和2年4月現在）＞

市営保育所	民間保育所	私立幼稚園	学童クラブ
3人	18人	0人	2人

＜本市予算額の推移＞

平成30年度	令和元年度	令和2年度
20,900千円	64,200千円	102,900千円（※）

（※）保育所：84,950千円、私立幼稚園：9,550千円、学童クラブ：8,400千円

3 国における医療的ケア児保育支援モデル事業（平成29年度～）

- (1) 制度開始から3年が経つが、令和2年度予算においてもモデル事業の位置付けのまま。受入児童数に関わらず1自治体当たりの基本分単価の補助上限額は7,915千円（年額）であり、本市予算額と比較しても著しく低い。

＜国予算額の推移 ※基本分単価の補助上限額＞

平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
7,000千円	7,300千円	7,447千円	7,915千円

- (2) 同事業の補助率は、子ども・子育て支援新制度に基づく財政負担割合（国1/2，都道府県1/4，市町村1/4）と比べ、政令指定都市に過大な負担（国1/2，政令指定都市1/2）。
- (3) 国のモデル事業の対象は保育所や認定こども園等であり、私立幼稚園は対象外

4 提案・要望

- (1) 自治体の実態やニーズに応じた制度となるよう，障害児通所施設，保育所等への看護師等の配置に係る適切な制度設計及び財政措置を求める。
- (2) 現行の補助制度は政令指定都市に過大な負担を求めるものとなっており，負担割合の適正化（1/2→1/4）を求める。
- (3) 私立幼稚園については，医療的ケア児の受入れのための国の補助制度がないため，新たな補助制度の創設を求める。

② 保育所等における訪問看護サービス利用への医療保険適用

1 現状

保育所等での医療的ケアに対する訪問看護サービスの利用については，健康保険法上，訪問先が「居宅」に限定されていることから，保育所等で利用する場合は医療保険が適用されず，全額自費での負担となるため，保護者の負担増に繋がる。

なお，訪問看護サービスは，保育所等を利用している時間のうち，痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。

2 提案・要望

保育所等における訪問看護サービスのスポット的な利用への医療保険の適用を求める。

【提案・要望事項】

児童虐待防止対策等の強化

- ① 児童虐待防止対策の更なる体制強化
- ② 里親支援の充実

① 児童虐待防止対策の更なる体制強化

1 現状

虐待件数が増え続けている状況を踏まえ、児童相談所等の体制の更なる強化が必要となるが、児童福祉司の増員や処遇改善等に係る財政措置は地方交付税による措置にとどまっている。

2 本市の取組

- (1) 児童相談所において、職員の専門性を高めるとともに、児童福祉司を順次増員し、体制を強化

また、「子どもの安全確保及び虐待を受けた子どもへの支援」に重点的に取り組むため、令和元年度に全区役所・支所子どもはぐくみ室に係長を、児童相談所に課長等を新たに配置。更に、令和2年度に児童相談所に児童福祉司を増員し、体制を強化

＜本市における配置状況＞（令和2年4月）

- ・全区役所・支所（14箇所）子育て支援係長 14名
- ・児童相談所（2箇所） 連携調整担当課長 1名
児童福祉司 69名（うち、令和2年度増員8名）

- (2) 区役所・支所において、生後4箇月までの乳児のいる全ての世帯への訪問指導や乳幼児健診等を行い、身近な地域における切れ目のない支援を実施

（参考）本市における児童虐待防止対策に係る予算（令和2年度）

予算額 47,768千円

3 提案・要望

各自治体での児童虐待防止対策における体制強化のための十分な財政措置（地方交付税措置ではなく、実質的な補助）を求める。

② 里親支援の充実

1 現状

- (1) 国においては、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を推進することとされており、そのためには里親等に対する金銭面の支援の充実が必要。令和2年度には国において里親手当が引き上げられる予定であるが（例えば養育里親の場合、1人目86,000円→90,000円、2人目43,000円→90,000円）、目標の達成には更なる金銭面の支援が必要

<里親委託率の数値目標>

	国目標	本市目標	本市の現状 (令和2年4月末日時点)
3歳未満	令和6年度末までに75%	国と同様	22.9%
3歳以上就学前	令和8年度末までに75%	国と同様	14.3%
学童期以降	令和11年度末までに50%	国と同様	14.6%

- (2) 特に、ファミリーホームについては、児童養護施設等と比較して措置費単価が低いこと（児童養護施設：約23万円、ファミリーホーム：約16～19万円/人）、また、事務費の支給方法が定員払いではなく現員払いであることから、運営が不安定化しやすいため、改善が必要

2 本市の取組

- (1) 里親委託されている子どもについて、新規委託に係る支度金の上乗せ支給や措置費で支給されない経費の補助を独自に実施

<本市独自に実施している里親等への支援>

	支援内容	本市予算額 (令和2年度)
①私立高校入学金等助成	私立高校への進学者に対し、入学金や施設整備費を支給（実費）	2,712千円 ※児童養護施設分も含む
②学習指導奨励費	学習に係る経費を補助（一人当たり月額2,500円）※国の措置費に上乗せして支給	960千円
③修学旅行費	修学旅行に係る経費を援助。 （小学生2,000円、中学生5,000円） ※国の措置費に上乗せして支給	217千円 ※児童養護施設分も含む
④高校進学支度金	高校進学に係る経費を援助 （一人当たり10,000円） ※国の措置費に上乗せして支給	380千円 ※児童養護施設分も含む
⑤里親新規委託支度金	新規に委託する里親に対し、準備費用として一時金を支給（児童一人当たり30,000円）※国の措置費に上乗せして支給	450千円
⑥週末里親新規委託支度金	新規に委託する週末里親に対し、準備費用として一時金を支給（新規委託児童1人当たり44,630円）	87千円

- (2) 里親制度の周知啓発や児童養護施設の機能強化等，社会的養育を推進し，支援が必要な子どもを社会全体で支えていく環境づくりを積極的に進めるため，令和2年度に本市の担当課に担当係長を増員し，体制を強化。併せて，児童相談所を養育里親の募集から里親委託後の相談支援まで包括的に行う支援機関（フォスタリング機関）と位置付け，「社会的養育推進担当課長」及び「里親養育支援係長」を設置し，体制を強化
- (3) 乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員と里親支援機関及び児童相談所職員による定期的な連絡会議開催や市内4ブロックでの里親サロン・広報活動等の実施

3 提案・要望

- (1) 令和2年度に，国においても里親手当の一定の拡充が行われる予定だが，里親等への委託を着実に推進するための措置費制度の更なる充実を求める。
- (2) ファミリーホームについては，児童養護施設の水準の措置費に引き上げるとともに，運営の安定化を図るため，事務費の支給方法を定員払いにするよう求める。

【提案・要望事項】

G I G Aスクール構想の早期実現に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充

- ① 1人1台端末の早期実現に必要な財政支援の拡充やI C T活用推進に向けた体制整備支援等
- ② I C T環境がない世帯に対する支援
- ③ G I G Aスクール構想実現後の継続的な財政支援

① 1人1台端末の早期実現に必要な財政支援の拡充やI C T活用推進に向けた体制整備支援等

1 本市の現状・課題

- (1) 国におけるG I G Aスクール構想の早期実現化を踏まえ、令和5年度までに達成する計画としていた小学校・中学校・小中学校・総合支援学校の児童生徒1人1台端末整備について、令和2年度文部科学省補正予算を活用し、整備計画を前倒しするなど、端末整備の取組を一層推進
- (2) 但し、以下の費用については、補助対象外となっており自治体の負担が大きい。
 - ・学習支援ソフトウェアやセキュリティ対策ソフトウェアの購入及び設定費用
 - ・キーボード等の周辺機器の購入費用
 - ・取組を円滑に推進するためのI C T支援員等の人件費（約240名※1校1人配置の場合）

2 提案・要望

- (1) 端末本体のみならず、運用上不可欠な各種ソフトウェアやキーボード等の周辺機器等に係る経費についても、補助対象とすることを求める。特に電源キャビネットについては、今後の施設改修等を見据え、固着式のみを対象とする現在の補助要件を緩和し、可動式のものを整備する場合も補助対象とすることを求める。
- (2) 支援体制の構築に向けて、I C T支援員及びG I G Aスクールサポーターの1校1人配置等、十分な財政支援策を講じることを求める。
- (3) なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、児童生徒や教員が学校・自宅で使うI C T環境の整備・運用経費等のうち、他の支援施策の対象とならない又は超える部分に充当できるとされたが、同交付金の総額の大幅な増額等により、G I G Aスクール構想の実現に必要な財源を確実に措置することを求める。

② I C T環境がない世帯に対する支援

1 本市の現状・課題

- (1) 臨時休業等の緊急時に、I C T環境がない家庭に端末を貸与し、在宅でのオンライン学習等に活用することを想定し、整備端末の一部についてL T E対応端末を調達予定
- (2) 但し、貸与されたL T E対応端末を利用する際に生じる通信費負担を各家庭に求

めることは困難。そのため、通信費を本市負担とするなどの支援策が必要と認識しているが、当該支援策の実現には莫大な費用負担が見込まれ、自治体の財政力によって格差が生じる懸念がある。

2 提案・要望

家庭学習のための通信機器整備等の支援として、現行の補助基準では、モバイルルーター等の整備費用のみが補助対象とされているが、在宅でのオンライン学習に必要な通信環境整備費用や各家庭の通信費負担に対して自治体が支援する場合の経費についても対象に含めることを求める。

③ G I G Aスクール構想実現後の継続的な財政支援

1 本市の現状・課題

G I G Aスクール構想実現後においても、I C T環境の運用・維持及び更新には莫大な経費が必要であり、これらに必要な多額の後年度負担が各地方自治体の財政に与える影響は大きい。(本市では、端末更新のたびに端末整備費だけでも最大46億円程度の負担が発生する見込み)

2 提案・要望

各自治体がI C T環境整備を一層推進し、G I G Aスクール構想を持続可能なものとするができるよう、新規導入時に加え、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用についても補助対象とするなど、継続的な財政支援を求める。

7 京都らしい町並み景観の保全を推進するための法整備や地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等

（国土交通省）

【提案・要望事項】

屋内から屋外に向けた広告（屋内広告物）の規制に係る法整備等

1 現状・課題

- (1) 本市では、地域の特性に応じた「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」など、全国でも類を見ないきめ細かな基準を設定するなど、屋外広告物法（以下、「法」という。）に基づき、京都市屋外広告物等に関する条例（以下、「条例」という。）を定め、屋外広告物に関する規制を実施
- (2) これまでに屋外広告物については、法や条例を根拠に粘り強く是正指導に取り組んだ結果、適正表示率が大きく改善

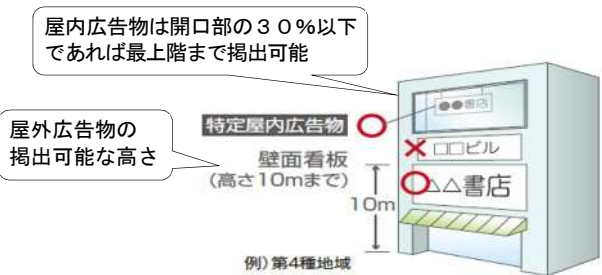
平成24年度末時点で
約30%（約13,700件）が適合



令和元年度末時点で
約98%（約44,700件）が適合

- (3) しかしながら、屋外広告物に対する規制強化に伴い、屋内広告物を用いて、規制対象の屋外広告物と同等の効果を得ようとする一部の事業者の存在が表面化
- (4) このことに対応するため、本市においては、条例による独自の基準を定め、屋内広告物に対し、規制を設けているものの、屋外広告物法に相当する法的根拠がないため、基準に適合しない場合であっても強制力のある対応等ができない。

屋外広告物	屋内広告物
許可制	届出制
行政代執行等を視野に入れた <u>強制力のあ</u> <u>る対応ができる。</u>	規制に法的根拠がないため <u>強制力のない</u> <u>指導にとどまる。</u>



2 他都市と連携した取組

令和2年5月、本市が中心となり、同様の課題認識を持つ有志の自治体による勉強会を立ち上げた。今後の法に基づく屋内広告物の規制・課題解決に向け、全国的な機運を高めるため、情報共有・意見交換を行っていく。

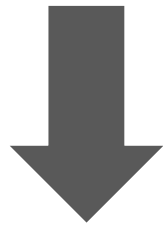
【参加都市】

政令指定都市：仙台市、千葉市、静岡市、名古屋市、大阪市
政令指定都市以外：流山市、金沢市、奈良市、萩市

3 提案・要望

屋内広告物に対し、屋外広告物と同等の実効性のある規制を可能にするため、法整備及びガイドラインの策定を求める。

○ 屋外広告物に対する規制
(規制前：平成21年度)



(規制後：平成30年度)



【提案・要望事項】市・府共同提案

スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援の充実

- ① 世界への情報発信、インキュベーター、アクセラレーター、起業家等の京都への誘致
- ② スタートアップへの支援事業や資金調達等の強化

1 現状

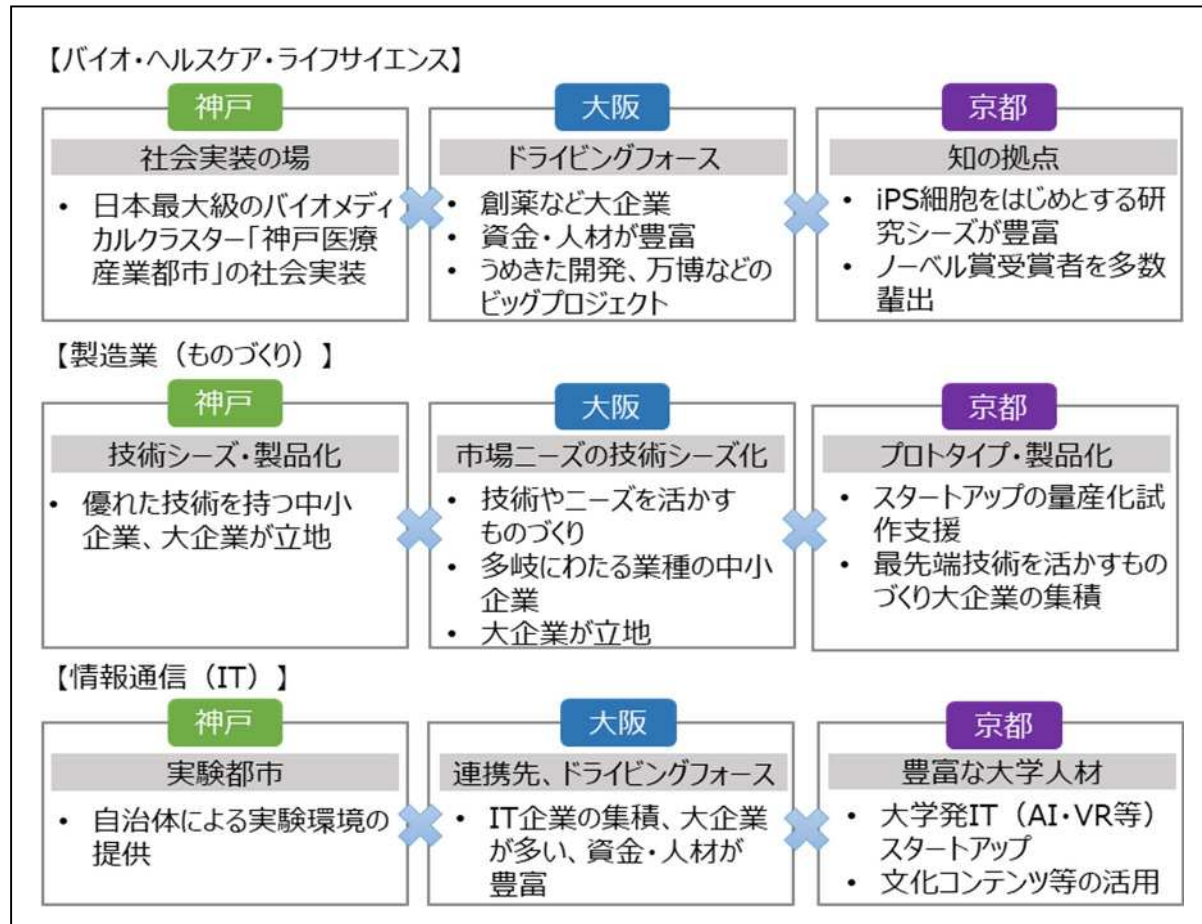
- (1) 本市では、島津製作所やオムロンなど、先進的なベンチャー企業が次々と生まれる中、平成9年度に「ベンチャー企業目利き委員会」を設置し、将来性のあるベンチャーを発掘・支援しており、その中から、勢いのあるスタートアップや上場企業を輩出している。
- (2) また、京都は38の大学・15万人の学生が集う学生のまちであり、留学生も多く、スタートアップを生む潜在力は非常に高い。なかでも、大学シーズを活用した新事業創出に力を入れており、とりわけライフサイエンス分野では京都大学と連携した大学発ベンチャーの創出に取り組んでいる。
- (3) こうしたイノベーションを生み育てる土壤に、歴史・伝統・文化の魅力も相まり、近年、LINE・パナソニック等の研究施設や、フェニクシー・Plug and Play等のアクセラレーターが拠点を構えたことに加え、オープンイノベーションやスタートアップの支援拠点となる京都経済センターの開設や、地元金融機関と連携したファンドの立ち上げにオール京都体制で取り組んでおり、大学や企業等との連携を図りながら、スタートアップを育む新たなエコシステムが構築されつつある。
- (4) 「スタートアップの都・京都」の実現に向け、京都におけるスタートアップ・エコシステムの形成を加速させるため、令和元年12月に、京都府や地域企業、大学、経済界、金融機関、産業支援機関、アクセラレーター等と連携し、「京都スタートアップ・エコシステム推進協議会」を設立するとともに、令和2年2月には、内閣府の「スタートアップ・エコシステム拠点都市」の公募に当たり、グローバル拠点都市への指定を目指し、大阪市・神戸市や京都府・大阪府・兵庫県と連携し、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム(※)」として申請した(7月中旬に採択結果公表予定)。

(※) 京都スタートアップ・エコシステム推進協議会、大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム、ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム連携による申請書上の総称。

2 「スタートアップの都・京都」の実現に向けた本市の取組

- (1) スタートアップを輩出するために必要不可欠なエコシステムの形成に向け、起業家やインキュベーター、アクセラレーター、投資家等、幅広い国内外のプレーヤーの集積を図るとともに、京都・大阪・神戸の3都市のエコシステムの有機的な連携により、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築を図る。

(参考) 大阪・神戸との分野別連携イメージ



- (2) 外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）をはじめとする「京都スタートアップ・エコシステム推進プロジェクト」の推進により、スタートアップを支援する環境の整備や、起業家教育、外国人起業活動の促進を図る。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化している様々な社会課題に対し、新しいアイデア・技術で解決するイノベーションに挑戦するスタートアップや起業家等を支援する。

3 提案・要望

京都におけるスタートアップ・エコシステムの形成やスタートアップの創出の促進を目的に、以下2点を要望する。

- (1) 国のリソース（ネットワーク、予算）を活用し、京都におけるスタートアップ支援の情報を国内だけでなく世界中へ発信するとともに、世界的なアクセラレーターやインキュベーター、起業家等を京都へ誘致する。
- (2) 大学発ベンチャー企業等の創出や育成に向け、地域の実情に応じたスタートアップ支援や資金調達支援など、各自治体の取組への支援制度の創設

14 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現

(財務省、国土交通省)

【提案・要望事項】市・府共同提案

国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現

1 スペース不足の事例

国立京都国際会館において、グローバルスタンダードといわれる5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが、まずは2,500人規模で2018年10月にオープン。

しかしながら、スペース不足のため、仮設テントの設置や離れた他会場の利用と合わせるなど、主催者に妥協を求めてようやく開催している事例が多数ある。

典型的な事例	開催年	会議名	内容
	2019	世界博物館会議 (ICOM)京都会議 (参加者 4,590 人)	・ 展示場のスペース不足から、クロークを会場内に設置できず、仮設テントの設置により対応。 ・ それでもスペースが足りず、国際会館で開く予定だった分科会が玉突きで離れた他会場に押し出される形となり、参加者はバスや地下鉄での移動を余儀なくされるとともに、昼食会場が不足し、空きスペースに座り込んで食事をする光景が見られた。

※ 国立京都国際会館は、国内でも小規模な国際会議場であり、メイン展示場の「イベントホール」と「多目的ホール」は別棟。現行の展示場面積では国際競争に立ち向かえない。

2 国際会議を取り巻く状況の変化

近年、国際会議を積極的に招致・開催するためには、参加企業を広く薄く募らなければならないため、企業数の増加、企業分野の多様化、ランチセッションやアトラクションによる集客といった多機能化が進んでおり、広い面積かつ間仕切りで分割が可能な多目的ホールが求められている。

3 提案・要望

東京オリンピック・パラリンピック（2021年度）、ワールドマスターズゲームズ（2021年度）、文化庁京都移転（2022年度）、大阪・関西万博（2025年度）等、これからも一層、日本・関西への注目が高まることとなる。

これらの上げ潮に乗って、国際会議の受入れの増加に繋げ、日本の文化振興・文化交流・世界への発信により大きな役割を果たすため、国際競争に立ち向かうことができる施設規模への早期拡充を要望する。



<参考> 国内外の主要な国際会議場の状況

都市名	会議場名等	メイン会議場等 収容人数	メイン展示場等 面積
京都市	国立京都国際会館	1,840 人	3,000 m ² +多目的ホール 2,000 m ²
福岡市	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 人	9,100 m ²
横浜市	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 人	20,000 m ²
東京都	東京国際フォーラム	5,000 人	5,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議場・展示場	12,000 人	12,000 m ²
ソウル	コエックス会議・展示センター	7,000 人	10,000 m ²
メルボルン	メルボルン国際会議場	5,500 人	30,000 m ²

15 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、国有地の活用の検討

(法務省、国土交通省)

【提案・要望事項】

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、

京都刑務所（山科区、敷地10万7千㎡、地下鉄柳辻駅徒歩5分）

京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

など、国有地の有効活用の検討

1 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）の敷地

- (1) 施設の移転当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌
- (2) 地下鉄東西線の開通（平成9年）、京都高速油小路線（現 第二京阪道路）の開通（平成23年）、新十条通（稲荷山トンネル）の開通（平成20年）・無料化（平成31年）により、交通利便性が格段に向上



2 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（平成31年2月策定）

- (1) 策定に当たっては、
 - ア 学識経験者、地元大学、地元経済界、市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論
 - イ 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換
 - ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施

⇒ 487人の市民等から、895件の意見が寄せられる
約7割の方が戦略に肯定的な意見
- (2) 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定
- (3) 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示

3 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）の敷地

- (1) 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中
- (2) 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）や京都高速油小路線（現 第二京阪道路）の開通（平成23年）により、交通利便性が格段に向上



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

4 ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（令和2年3月策定）

- (1) 策定に当たっては、
 - ア 近畿2府4県に本社が所在するものづくり企業を対象に両施設敷地に係る事業者アンケートを実施
 - ⇒ 216社（約4割）が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答
 - イ 経済団体や事業者、学識者、地域の皆様から意見を聴取するとともに、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
 - ⇒ 196人の市民等から、299件の意見が寄せられる
 - 約9割の方が活用案に肯定的な意見
 - ⇒ 多くの市民、事業者、経済団体等の敷地活用への高い期待が込められた活用案を策定
- (2) まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	・ AI, IoT, ビッグデータ, ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

5 提案・要望

3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求める。

【提案・要望事項】

国の財源の確保・拡充

- ① 臨時・特別の措置である「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続等による十分な財源確保・拡充
- ② 社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金等の十分な財源確保・拡充

1 本市における国土交通省交付金制度等の活用状況

- (1) 本市では，安心・安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進する事業に「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」を含めた「社会資本整備総合交付金」，「防災・安全交付金」，また「道路メンテナンス事業補助制度」をはじめとした個別補助制度を活用し，計画的に事業を推進
- (2) しかし，国土交通省から交付金・補助金が十分に措置されておらず，安心・安全の確保など市民生活に必要な事業の進捗に影響

【令和2年度 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の状況】

(単位：百万円，%)

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設，改築，のり面対策，橋りょう健全化対策，舗装修繕，無電柱化，自転車走行環境整備など）	5,433	3,843	1,590	70.7
都市再生整備計画事業	247	154	93	62.3
公園	1,095	850	245	77.6
河川	265	254	11	95.8
区画整理事業	256	226	30	88.3
住宅・建築物	5,342	4,596	746	86.0
古都保全・風致美観	291	253	38	86.9
下水道	4,510	4,510	0	100.0
合計	17,439	14,686	2,753	84.2

2 国土交通省における交付金制度等の予算状況等

- (1) 防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策
 - ア 防災のための重要インフラの機能維持等の観点から，特に緊急で実施すべきハード・ソフト対策を平成30年度から令和2年度の3年間で集中的に実施するため，臨時・特別の措置として予算を確保
 - イ 令和2年度の国土交通省における臨時・特別の措置である6,802億円のうち，2,890億円が地方に配分されているが，臨時・特別の措置は今年度限り
 - ウ 本市においては，来年度以降も橋りょうの耐震補強事業や災害防除事業など，防災・減災，国土強靱化に資する事業を切れ目なく実施する必要があるため，今後も継続した支援が必要不可欠

＜国土交通省における臨時・特別の措置の推移＞

	平成30年度補正	平成31年度	令和2年度
臨時・特別の措置	6,183億円	7,153億円	6,802億円
うち交付金（地方配分）	2,819億円	3,117億円	2,890億円

(2) 社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金

ア 国土交通省は，地方自治体が実施する成長戦略や地域活性化，命と暮らしを守るインフラ再構築等に資する事業について，「社会資本整備総合交付金」「防災・安全交付金」により支援

イ 本市においてもこれらの交付金を活用しているが，国土交通省における予算額は年々，減額

(3) 個別補助制度

令和2年度に「道路メンテナンス事業※」などの個別補助制度が創設されたものの，国土交通省における交付金・個別補助制度の予算合計は，年々，減額

※ 道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される橋りょう，トンネル等の修繕，更新，撤去等に対し，計画的かつ集中的に支援を受ける制度

＜社会資本整備総合交付金等の予算の推移＞

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
社会資本整備総合交付金	8,886億円	8,364億円	7,277億円
防災・安全交付金	11,117億円	10,406億円	7,847億円
交付金合計	20,003億円	18,770億円	15,124億円
個別補助制度	974億円	1,965億円	4,550億円
合計	20,977億円	20,735億円	19,674億円

※ 上記には臨時・特別の措置を含まない

3 提案・要望

(1) 臨時・特別の措置である「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続等による十分な財源確保・拡充を求める。

(2) 社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金の予算拡充及び個別補助制度の十分な財源確保・拡充を求める。

【提案・要望事項】

鴨川東岸線をはじめ、成長戦略に資する道路整備の推進に必要な財政支援

- ① 社会資本整備総合交付金の十分な財源確保
- ② 鴨川東岸線の重要物流道路としての早期追加指定及び財政支援

1 社会資本整備総合交付金の活用状況

- (1) 本市では、南北方向の道路ネットワークを構成する鴨川東岸線をはじめ、未来の京都への先行投資による成長戦略を推進する道路整備に「社会資本整備総合交付金」を活用しているが、国土交通省からの交付金が十分に措置されておらず、事業進捗に影響
- (2) 国土交通省における「社会資本整備総合交付金」の予算額は年々、減額

【社会資本整備総合交付金の推移】

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
社会資本整備総合交付金	8,886億円	8,364億円	7,277億円

2 鴨川東岸線への財政支援

- (1) 鴨川東岸線整備の必要性
 - ア 本市の道路は、自動車交通需要に対して特に南北方向の容量が小さく、渋滞解消や防災機能向上の観点から、鴨川東岸線や堀川通など南北方向の道路について、機能強化が必要
 - イ とりわけ鴨川東岸線は、第二京阪道路を通じて京都市中心部と大阪方面を結ぶ幹線道路であり、物流の観点からも重要
- (2) 重要物流道路の追加指定
 - ア 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成31年4月、国土交通省が供用中の道路を対象に、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」に指定
 - イ 今後、事業中・計画中也含めた路線について、国土交通省は「重要物流道路」を追加指定し、重点的に支援・投資を展開するとしているが、具体的な指定要件については未提示

3 提案・要望

- (1) 成長戦略に資する道路事業への社会資本整備総合交付金による十分な財源確保を求める。
- (2) 本市南北方向の重要な道路ネットワークとなる鴨川東岸線を早期に重要物流道路として追加指定するとともに、整備のために必要な財政支援を求める。

○鴨川東岸線 位置図



○鴨川東岸線（第2工区） 令和2年3月供用開始



○鴨川東岸線（第3工区）



現 状



完成イメージ

【提案・要望事項】**着実かつ迅速な無電柱化の推進**

- ① 国における継続的かつ安定的な財源確保・配分、低コスト手法の普及促進
- ② 無電柱化の更なる推進に向けた国と地方公共団体による無利子貸付制度の対象路線の拡充

1 現状

- (1) 本市では、都市防災機能の向上に資する幹線道路を中心に、令和元年度までに約 61 kmの無電柱化整備を行ってきた。
- (2) そのような中、平成 21 年度以降の 10 年間で計画延長として約 18 kmを整備するとしていたが、実際の整備延長は約 6 kmにとどまっており、事業進捗が遅れている。

(京都市における無電柱化の進捗状況)

(令和 2 年 3 月末現在)

管理者	京都市			国土交通省（直轄国道）			計 (k m)
	防災系	景観系	小計	防災系	景観系	小計	
管路延長 (道路延長)	51.0 (33.3)	10.3 (9.2)	61.3 (42.5)	43.2 (21.6)	— (—)	43.2 (21.6)	104.5 (64.1)

- (3) 平成 30 年 4 月、国において「無電柱化推進計画」が策定され、令和 2 年度までに全国で 1,400 kmの無電柱化を行うとの高い目標が掲げられた。
- (4) これを受け本市においては、長期的な整備方針である「今後の無電柱化の進め方」、また今後概ね 10 年間で整備を目指す道路を示した「実施計画」を策定した。計画では、「良好な都市景観の創造に資する道路」「都市防災機能の向上に資する道路」等の観点から個別路線を選定しており、今後、これに基づき無電柱化を一層推進していく。
- (5) 令和 3 年度までに着手を予定している 10 路線のうち、既に 9 路線において事業に着手しているが、事業中路線を着実に進捗していくため、また、残り 1 路線について、令和 3 年度までに着手するためには安定的な財源が必要
- (6) また、無電柱化事業に係る電線管理者への無利子貸付制度について、「道路法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 5 月 27 日に公布された。

現状では、緊急輸送道路など道路法第 37 条により指定した区域のみが貸付制度の対象となっているが、「歩行者利便増進道路」の区域として整備される路線への拡充が予定されている。

2 課題

無電柱化の推進に向けては、これまでから以下のような課題がある。

- (1) 計画的整備を進めるうえで、安定的な財源確保が不可欠
- (2) 低コスト手法の更なる活用に向けて、直接埋設方式に適した資機材の開発や運用基準を定めることなどが必要
- (3) 景観に配慮すべき地区では、道幅が狭く、施工効率が下がるため、防災系路線に比べて無電柱化に多額の費用が必要
- (4) 無電柱化の推進に向けて、電線管理者による単独地中化の更なる推進が必要
- (5) 本市による無電柱化の整備に合わせて、電線管理者には、電線共同溝整備に係る一部費用や、電力ケーブルや機器の埋設、地上機器の設置、電柱の抜柱費用などが生じ、短期間に複数の事業が集中した際の負担軽減が必要

3 提案・要望

- (1) 令和2年度において、無電柱化事業における防災・安全交付金の内示率は90%、個別補助の内示率は96%となっており、引き続き、国における継続的かつ安定的な財源確保・配分と低コスト手法の普及促進を求める。
- (2) 無電柱化事業を更に推進するため、電線管理者への無利子貸付制度について、「歩行者利便増進道路」の区域として整備される路線だけではなく、全ての路線を対象路線とするなどの制度拡充を求める。

先斗町通整備イメージ



<整備前>



<整備後>

三条通整備イメージ(河原町通～三条大橋)



<整備前>



<整備後>

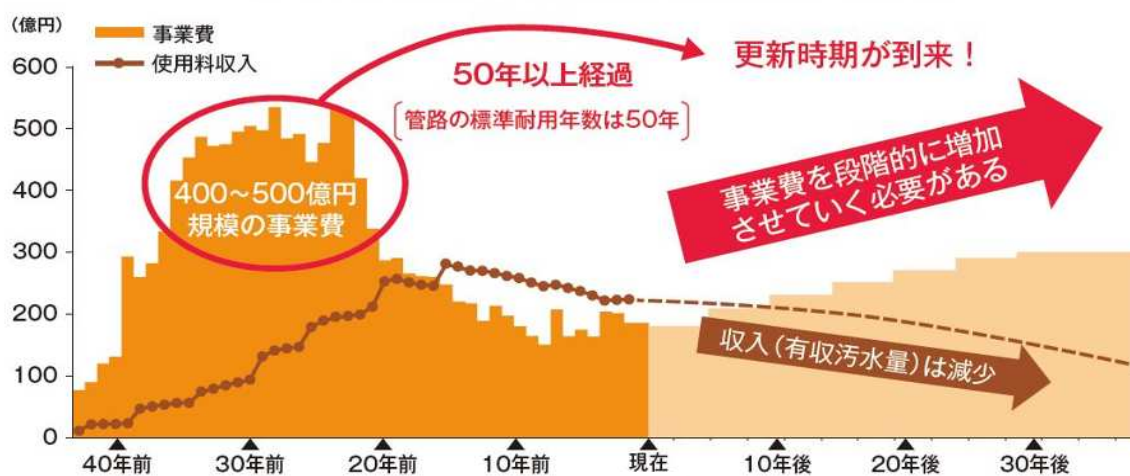
【提案・要望事項】

下水道事業に必要な予算額の確保

1 現状・課題

- (1) 今後20年間で加速する管路や施設の老朽化に対応するためには、段階的に事業費を増加していく必要がある。本市下水道事業の令和元年度事業費において、国費を約3割充当しているが、厳しい経営環境の中、多額の事業費が必要な改築更新・地震対策及び浸水対策の事業推進のためには、今後も引き続き国庫補助が必須である状況となっている。

【公共下水道事業】事業費及び収入の推移と見通し



- (2) 特に浸水対策については、鳥羽第3導水きよの整備（総事業費：約200億円，事業期間：令和9年度まで）に今年度から着手するため、個別補助事業制度を活用し、国費を確保して着実な事業推進に取り組んでいるが、今後の財源の確保が課題となっている。
- (3) 国の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年度～令和2年度）の実施により，本市の公共下水道事業において，平成30年度は，国の補正予算を受けて，6億5,000万円の補助をいただき対策を実施している。また，令和元年度及び2年度は，要望額に対して100%の内示を受けて事業を推進している。
- 本市の着実な事業推進に当たっては，当該緊急対策の終了後も，引き続き，十分な国庫補助金の確保が必要不可欠である。
- (4) 今後，老朽化した下水道施設の増大による大規模更新の時期が到来する中，国費を充当できない場合，地震対策及び浸水対策の事業推進に影響が出ることに加え，使用料の引き上げにつながるとともに，市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられない。

<参考> 国費の割合

	H28	H29	H30	R1	R2
事業費（百万円） ①	19,004	17,900	18,000	18,200	19,500
うち補助事業費（百万円） ②	8,493	7,249	8,205	9,510	8,545
うち国費（百万円） ③	4,452	3,787	4,244	5,044	4,510
建設事業費の補助事業費率 ②/①	45%	40%	46%	52%	44%
建設事業費の国費率 ③/①	23%	21%	24%	28%	23%

※H28～H30の国費は補正含む。

※R2の国費は当初内示

※H30～R2の国費は、「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算も含む。

2 提案・要望

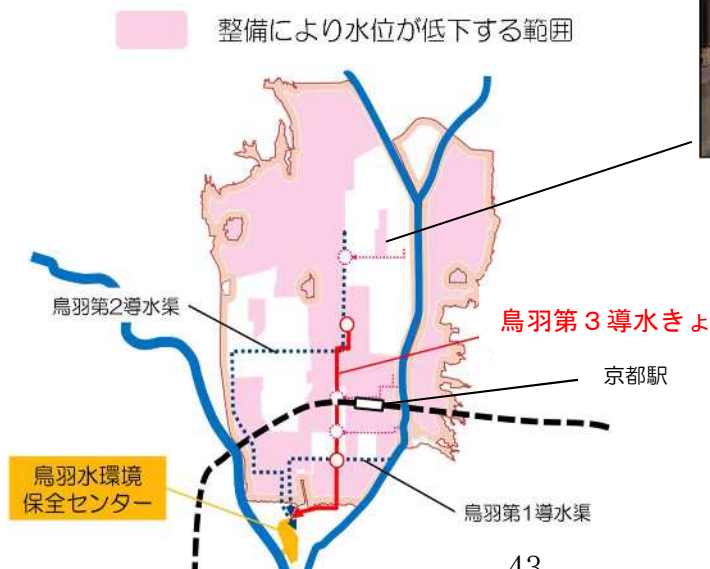
- (1) 市民生活や社会経済活動を守り，公衆衛生や公共用水域の水質を安定的に保全するために，令和3年度についても下水道事業に必要な予算の確保を求める。
- (2) 浸水対策及び地震対策などの国土強靱化に係る事業については，「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の終了後も，必要な国費の配分を求める。特に個別補助事業で実施する浸水対策については，市民が安心して暮らせるまちを実現するために必要不可欠であるため，特段の配慮を求める。

<参考> 令和2年度に個別補助金を活用して実施する主な事業

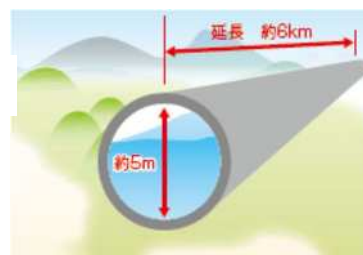
○ 鳥羽第3導水きょ

鳥羽第3導水きょの整備により，市内中心部約1,000haを10年確率降雨（62mm/h）対応に向上させる。また，鳥羽処理区における合流区域面積の約7割に及ぶ，約3,700haで既設幹線の水位を低減させ，浸水被害の軽減に大きな効果を発揮する。

- ・ 口 径：φ4,700mm
- ・ 延 長：L=約6,100m
- ・ 貯 留 量：約100,000m³
- ・ 概算事業費：約200億円
- ・ 事業期間：令和2年度～令和9年度



平成26年8月 被害状況



鳥羽第3導水きょ イメージ

【提案・要望事項】

公害財特法の適用期限の延長など制度の見直し, 公害防止対策事業の推進に必要な予算措置及び地方財政上の措置の実施

1 現状・課題

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「公害財特法」という。）は、環境基本法で定められた公害防止計画の達成の推進を財政面から支えるものであり、同計画地域における公害防止計画対策事業の円滑な推進に多大な役割を果たし、環境改善に大きな成果を挙げてきたが、同法律は令和2年度末をもってその効力を失うこととなる。

本市を含む京都地域では、京都府において、公害財特法に基づく「公害防止対策事業計画」を定め、環境大臣の同意を得ることで、交付税措置を受けて大阪湾の水質汚濁の改善に努めてきた。

しかし、未だ大阪湾の水質は計画に定める目標に達しておらず、計画達成のためには現在、年間180億円程度の規模で実施している下水道施設の整備を継続及び充実させていく必要がある。

**2 法が失効することによる影響**

公害財特法が延長されなかった場合、令和3年度（公害財特法の期限切れの翌年度）以降に発行する企業債の償還において影響が生じるため、企業債の償還期限である30年間にかけて影響額が拡大し続け、最大で交付税措置額が約24億円／年減少（※令和3年度以降の企業債の発行を120億円／年と仮定した場合）することとなり、老朽化した下水道施設の増大による大規模更新の時期が到来するなか、大変厳しい財政の見通しとなる。

3 提案・要望

公害財特法の適用期限の延長など制度の見直しを行うとともに、公害防止対策事業の推進に必要な予算措置及び地方財政上の措置を講じるよう求める。

【提案・要望事項】

烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援

- ① 整備促進に向けた補助金の確保及び補助制度の拡充
- ② 安全かつ低コストで整備可能となる技術開発の促進

1 烏丸線全駅への可動式ホーム柵の設置計画

- (1) 本市地下鉄烏丸線においては、お客様の多い、京都、四条、烏丸御池の3駅には、可動式ホーム柵を設置*しているものの、残りの12駅には設置できておらず、毎年、重大事故に繋がりがねない転落事故が発生している。

* 乗務員が手動で車両を定位置に停止させ、車両の扉と可動式ホーム柵の扉を別々に開閉する手法で設置

○ 烏丸線における転落件数（過去5年間）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	合計
件数	5	5	5	2	4	21

※ 死亡事故は無し

- (2) 交通事業者にとって、安全運行の確保は何よりも最優先に取り組む必要があるとの認識のもと、視覚に障害のある方をはじめ、あらゆるお客様に安全・安心に地下鉄を御利用いただくため、今般、烏丸線全駅への可動式ホーム柵設置計画を策定したところであり、令和3年度には、北大路駅への柵設置工事等に着手する予定である。

○ 地下鉄烏丸線全駅への可動式ホーム柵設置のスケジュール

取組	年度									
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
可動式ホーム柵設置等		設計	設置工事			設計		設置工事		
交通局車両改造			設計			車両改造				
近鉄車両改造						車両改造				

2 多額の費用負担

- (1) 全駅に可動式ホーム柵を設置する場合、柵設置費用の他、ラッシュ時の輸送力を確保するために、烏丸線を走行する全ての車両に自動列車運転装置等を搭載する必要がある、総事業費は約114億円を要すると見込んでいる。
- (2) 可動式ホーム柵の設置に当たっては、駅施設の大規模改良事業として国の補助制度が設けられているが、車両改造費等は補助対象とならないなど限定的であることに加え、国の補助率は、25.2%と小さく、本市（一般会計及び地下鉄会計）の負担額は、100億円を上回る。

○ 可動式ホーム柵設置に係る事業費及び財源内訳 (単位：億円)

	総事業費				
		国補助金	市出資金	市補助金	交 通 局
可動式ホーム柵設置等	56	7.1 ^{*1}	11.1	7.8	30.0
交通局車両改造	30	0.0 ^{*2}	6.0	0.0	24.0
近鉄車車両改造	28	0.0 ^{*2}	0.0	0.0	28.0
計	114	7.1	17.1	7.8	82.0

* 1 国補助は、現補助制度により満額措置された場合の金額

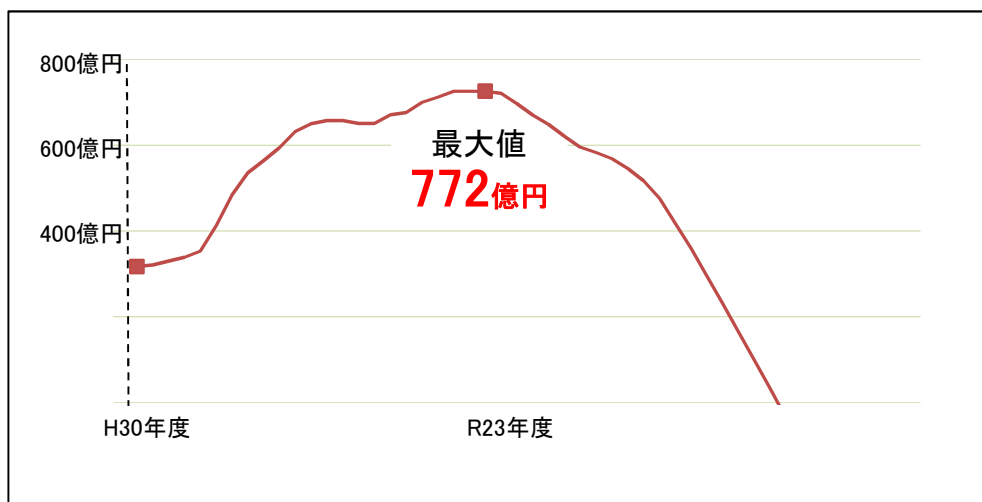
* 2 補助対象外

3 極めて厳しい経営見通し

本市地下鉄事業は、平成30年度決算において3,529億円もの企業債等残高と314億円の累積資金不足を抱え、全国一厳しい経営状況にある中、今後10年間で、老朽化に伴う設備等の更新費が約744億円、可動式ホーム柵の設置経費を含めると、過去10年間で要した額の倍以上となる、約860億円もの設備投資費用を要する。

この結果、今後、累積資金不足は増加し、最大値は772億円にまで達し、今まで以上に厳しい経営となることが見込まれる。

○ 累積資金不足の将来見通し



4 提案・要望

- (1) 可動式ホーム柵の烏丸線全駅設置に向け、補助金(「地下高速鉄道整備事業費補助」)の所要額を確保するとともに、補助率(25.2%)の拡充及び車両改造費を補助対象に含めるなどの補助対象範囲の拡充を求める。
- (2) 安全で低コストで整備可能となる新たな可動式ホーム柵の技術開発の促進を求める。

(総務省，国土交通省)

【提案・要望事項】

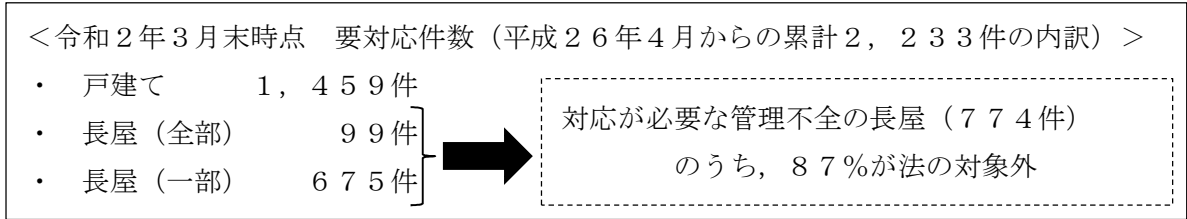
総合的な空き家対策の推進

- ① 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大
- ② 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化

① 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大

1 現状・課題

- (1) 本市においては、平成26年に京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）を施行し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）も踏まえて、管理不全状態にある空き家（戸建て及び長屋等）に対し、指導・勧告・命令等を実施している。
- (2) しかしながら、長屋のうちの一戸が著しい管理不全状態であっても、一部の住戸に居住者がいる場合は、法の対象外となっており、法に基づく強力な指導等ができないといった課題が存在する。
- (3) 令和元年度末において、本市が通報を受けて対応が必要となる空き家全体2,233件のうち、長屋が774件を占めており、さらにその87%（675件）が一部の住戸に居住者がいるため、管理不全状態の長屋のほとんどが法の対象外となっている。



- (4) 現在、条例に基づく勧告では、固定資産税等の住宅用地特例が解除されないうえ、過料についても、法の規定より少額であり、現行の法の対象外となる空き家（一部の住戸に居住者がいる著しい管理不全状態の長屋）に対して強力な指導を実施するためには、法の対象拡大が不可欠である。

＜参考：空家特措法と空き家条例における過料の違い＞

	市町村長の命令に違反	立入調査を拒み、妨げ、又は忌避
空家特措法	50万円以下	20万円以下
空き家条例	5万円以下	5万円以下

2 提案・要望

長屋及び共同住宅の一部の空き住戸を空家特措法の対象とするよう、法改正を求める。

② 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化

1 現状・課題

現行法上では、「居住の用に供される見込み」という主観的な要素により、住宅用地特例の適用除外の判断が求められるが、その具体的な判断基準は示されておらず、ほとんどの空き家で住宅用地特例の適用が継続されることから、空き家の放置を助長している。

2 本市の取組

(1) 令和元年8月に取りまとめた「空き家の更なる活用促進のための抜本的な空き家対策」において、「住宅用地特例は、居住に対する税負担の軽減措置として、政策的に配慮された措置である趣旨から、居住の用に供される見込みのない家屋の敷地については、住宅用地特例の厳格な運用がなされるべきである」とされた。

(2) これを受け、住宅用地特例の適用の適正化を進めるため、総務省通知ただし書きのうち、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合」に該当する家屋として、本市空き家等の活用、適正管理等に関する条例に基づき、管理不全状態にある家屋を対象とすることとし、「今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」について、税において本市独自基準を設け、令和2年度課税分から適用していくこととした。

(本市独自基準の例) 建物全体：1以上の階が60分の1以上傾斜
屋根：概ね10分の1以上の範囲にわたって屋根ふき材が脱落等
外壁：概ね10分の1以上の範囲にわたって仕上材料が脱落等
開口部：概ね過半の戸、窓等が腐食、破損等

(3) しかし、全国統一の基準が示されていないことから、同様に住宅用地特例の適用の適正化を進める市町村間における判断の差異が生じ、課税の公平性が確保できない。

(4) また、管理不全状態である家屋に対する課税を維持したまま、その土地の住宅用地特例の適用を解除した場合、大幅な税負担増加を招くことから、当該家屋が管理不全であるかどうかについて、所有者との間で争いとなる恐れがある。

(5) 特例解除の状況

課税年度		28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
うち	住宅用地特例を解除した空き家の件数	34	43	45	31	37
	今後人の居住の用に供される見込みがないとして解除した件数	—	—	—	—	16
	空家特措法に基づく勧告の実施により解除した件数	4	4	13	5	1

※ 各課税年度1月1日（固定資産税の賦課期日）時点での件数

3 提案・要望

平成27年5月の総務省通知にて示された「構造上住宅と認められない状況にある」、「今後人の居住の用に供される見込みがない」などを判断するための具体的な基準を明確に示すことを求める。

【提案・要望事項】

国の長期削減目標として、2050年CO₂排出量正味ゼロの提示

1 現状と課題

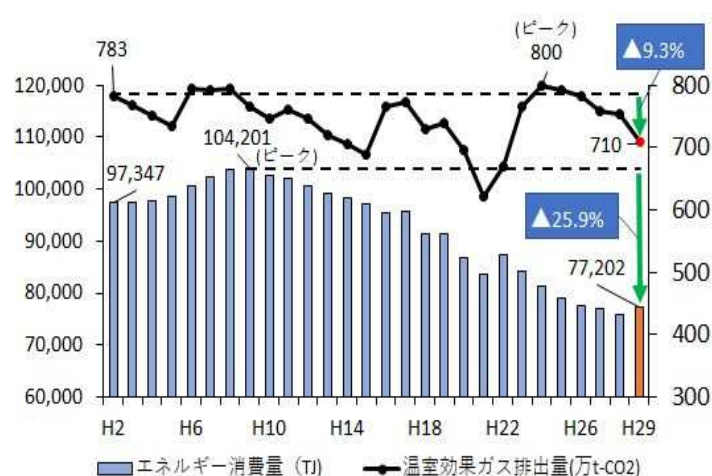
- (1) 2015年に「パリ協定」が採択され、世界は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前と比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃以下に抑えるための努力を追求し、脱炭素社会を目指すことに合意した。

さらに、2018年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発行した「IPCC1.5℃特別報告書」において、1.5℃と2℃の気温上昇による影響には大きな違いがあり、気温上昇を1.5℃以下に抑えるためには2050年ごろまでにCO₂排出量を「正味ゼロ」にする必要があることが示された。

- (2) 一方、京都市の温室効果ガスの排出量（2017年度）は、エネルギー消費量が減少しているものの火力発電への依存度の上昇により、1990年度比で約9.3%減にとどまっている。また、日本の国全体の温室効果ガスの排出量は約2.8%の減にとどまっている（2018年度）。

- (3) 脱炭素社会の実現に向けては、ライフスタイルの大転換やイノベーションの創出など、これまでの延長にとどまらない社会・経済の変革を促す取組が必要である。

本市の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の推移



2 本市の取組

- (1) 本市では、2004年の地球温暖化対策に特化した全国初の「京都市地球温暖化対策条例」の制定、2009年の「環境モデル都市」への選定など、これまでから先進的に地球温暖化対策を展開
- (2) この間の市民、事業者との一体となった取組の結果、エネルギー消費量はピーク時（1997年度）から25.9%減少している。また、再生可能エネルギーの市内生産量は、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」の基準年度として定める2010年に比べ4.7倍に増加するなど、着実な成果が生まれている。
- (3) 2019年5月には、IPCC総会の京都開催を記念し本市が開催したシンポジウムにおいて、京都議定書及びパリ協定を支えるIPCC京都ガイドラインの誕生の地として、門川京都市長が、日本の自治体の長として初めて「2050年までにCO₂排出量正味ゼロを目指す」ことを表明
- (4) また、シンポジウムに出席された原田前環境大臣をはじめとする関係者とともに、世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えるべく、2050年ごろまでのCO₂排出量正味ゼロに向けて行動を進めていくことを決意し、世界に訴える「1.5℃を目指す京都アピール」を発表

- (5) 「2050年CO₂排出量正味ゼロ」の表明以降、この動きは全国に拡大し、東京都、京都府、横浜市など、人口規模では日本の総人口の半数を超える全国100の自治体が2050年の排出量正味ゼロを表明（2020年6月17日時点）

「1.5℃を目指す京都アピール」の発表



- (6) こうした背景の下、2050年CO₂排出量正味ゼロの実現に向け、市民・事業者、NPO、大学・研究機関等あらゆる関係者の参画の下、京都市地球温暖化対策条例の改定と、次期京都市地球温暖化対策計画の策定の検討を進めている。

3 提案・要望

- (1) 自治体による2050年CO₂排出量正味ゼロ宣言が大きく広がっているが、この高い目標の達成には、エネルギーシステムをはじめ社会や経済の制度の変革が求められることから、国も同じ目標を共有し、一体となって取組を進めていくことが不可欠である。
- (2) このため、国の削減目標を「2050年までに温室効果ガスを80%削減し、今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会を実現することを目指す」から、「2050年CO₂排出量正味ゼロの達成」に引き上げ、脱炭素社会の実現に向けて日本全体の取組を加速させていくことを求める。

【提案・要望事項】市・府共同提案

国で実施中の渋滞対策の調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の計画策定，京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進

1 現状・課題

国・府・市及び有識者で構成し，京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において，平成 30 年 1 月に「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が取りまとめられた。

また，既存の高速道路網については，第二京阪道路と名神高速道路が直接接続されておらず，大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど，道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。

2 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消，大阪国際空港等へのアクセスの向上，災害時等の更なる安心・安全の確保のために，以下のとおり求める。

- (1) 現在，国で実施中の渋滞対策の調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた，早期の計画策定
- (2) 第二京阪道路と名神高速道路を接続する京都南ジャンクション（仮称）の早期整備や事業中の国道 9 号京都西立体交差事業の着実な推進



堀川通の交通渋滞状況

【提案・要望事項】市・府共同提案

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

1 現状・課題

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国道1号及び9号等の市境周辺において、交通渋滞や大雨時・災害時に通行止めが発生しており、「将来道路ネットワーク研究会」において、「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見が、平成30年1月に取りまとめられた。

周辺地域におけるまちづくりや広域ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位や財源確保を含めた様々な整備手法や整備効果など、広域的な観点からの諸課題への対応を含め、検討すべき様々な課題が存在している。

2 提案・要望

市境周辺の渋滞の緩和や円滑な物流の確保、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市とのネットワーク強化のために、京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークについて、広域的な観点から、様々な課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討を求める。



国道1号の被災状況（平成25年台風18号）

【提案・要望事項】 市・府共同提案

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進

- ① 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進
- ② 地元負担軽減のための支援
- ③ 関西国際空港への延伸

① 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進

1 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備

- (1) 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は、国土の調和ある発展を目指し、関西経済の地盤沈下を招かないためにも重要な国家プロジェクト
- (2) 東京・金沢間が先行開業したことにより、北陸圏の人的、経済的交流が近畿圏から首都圏へと大きく移行しつつあることが危惧される。東京一極集中を是正し、北陸・近畿・西日本の均衡発展を図るためにも、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進が必要
- (3) 令和元年5月から、建設主体となる「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が環境影響評価の手続きに着手。本市も京都府との連携の下、配慮書・方法書の縦覧への協力、調査に係る地元説明の際の取次など、関係自治体として同機構に対し適宜協力を行っている。

2 提案・要望

- (1) 京都は職住一体のまちであり、市内の整備工事においては、市民生活や経済活動に支障を及ぼさないよう最大限の配慮を求める。
- (2) 山紫水明と称えられる京都の豊かな自然環境や生活環境、我が国を代表する貴重な文化財の保全のため、慎重な調査と十分な地元説明が重要であり、特に、地場産業や生活面などで幅広く活用されている地下水の保存、水質の維持に配慮を求める。

② 地元負担軽減のための支援

1 整備効果の波及、在来線の経営分離

- (1) 既存の鉄道ネットワーク（東海道新幹線，東海道本線，山陰本線，湖西線，近鉄等）と結節する京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は，広いエリアに波及



- (2) これまでの整備新幹線において，大都市近郊区域や新幹線の通らない県内の在来線が並行在来線として取り扱われた例はないと認識

2 提案・要望

- (1) 京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は，広いエリアに波及することから，駅を設置する自治体に過度の負担が生じないように，コスト縮減や貸付料の見直し，財政支援の拡充など地方負担軽減のための支援を求める。
- (2) 京阪神における交通ネットワークを広く形成し，幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が，北陸新幹線の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置を求める。

③ 関西国際空港への延伸

1 提案・要望

基本計画線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ，新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば，国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏，北陸，京都がつながることで，我が国の産業，学問，文化，観光の振興に寄与し，「文化芸術立国・日本」，「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

よって，北陸新幹線の関西国際空港への延伸を求める。

【提案・要望事項】

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 地方交付税の必要額確保
- ② 臨時財政対策債の廃止
- ③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

① 地方交付税の必要額確保

② 臨時財政対策債の廃止

1 京都市の財政事情

- (1) 大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、他都市にはない財政需要が発生している。

一方、社寺、大学、山林が多い、などの京都のまちの特性、市内人口増加の鈍化により税基盤が非常に脆弱なうえ、大都市に偏重した交付税の削減により、厳しい財政状況にある。また、財政調整基金の残高は他の大都市と比較しても非常に少なく、大都市の中でも一層厳しい状況にある。

- 人口の増加数（H17 国調→H27 国調）は+372 人と、20 政令指定都市の中で下から 5 番目であり、指定都市平均値（+50,803 人）と比較してもかなり少ない。

- 平成 15～30 年度の間、地方の一般財源収入が全国総額で増加（+10.8%）する中、本市は減少（△3.0%）

※ 仮に本市の一般財源収入が全国並みに増加（+10.8%）した場合、30 年度の一般財源収入はピーク時から+400 億円の増となる。

- 実質的な地方交付税等はピーク時（15 年度）から 442 億円も減少（単位：億円）

		H15年度	H30年度	増減額	増減率
全国 総額	一般財源	578,115	640,444	62,329	+10.8%
	うち地方税	321,725	407,514	85,789	+26.7%
	うち地方交付税・臨財債	239,389	204,877	△34,512	△14.4%
京 都 市	一般財源	4,074	3,952	△122	△3.0%
	うち市税+府税交付金※	2,594	3,015	421	+16.2%
	うち地方交付税・臨財債	1,307	865	△442	△33.8%

- 財政調整基金残高見込みは 0 円（他政令市平均 200 億円）（元年度末見込み）
＜財政調整基金残高の推移＞

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
京都市	5億円	14億円	0億円	13億円	36億円	0億円
政令市平均	207億円	213億円	204億円	206億円	200億円	

- 職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、禁じ手である減債基金の取崩しで対応しており、減債基金（ルール積立分）からの借入れ・取崩しの累計は 472 億円（30 年度末）で、本来積み立てるべき金額（1,788 億円）の約 1/4 を取り崩している。

- (2) 社会福祉関連経費と臨時財政対策債償還費を除く基準財政需要額が大きく減少しており、必要な一般財源総額を十分に確保できない状況にある。

(単位：億円)

項 目	H15年度	R1年度	増減額
基準財政需要額（給与費含む）	3,139	2,911	△228
うち、社会福祉に係る財政需要	802	1,257	+455
うち、公債費	350	439	+89
（うち臨時財政対策債の償還）	(3)	(220)	(+217)
上記以外のサービスに要する経費	1,987	1,215	△772

※ 基準財政需要額＝教職員給与費移管分の影響を除く

※ 社会福祉に係る需要＝生活保護費＋社会福祉費＋保健衛生費＋高齢者保健福祉費

2 提案・要望

- (1) 算定過程を明らかにしたうえで、財政需要の増大や税収の減少等を的確に見込むことで、地方交付税の必要額を措置するとともに、必要な一般財源を確保すること。
- (2) 地方交付税の必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

1 現状・課題

- (1) 地方交付税の算定においては、「観光」に係る財政需要が的確に反映されていない。
- (2) 例えば、清掃費については、観光地のごみ処理に係る割増はあるものの、算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。

本市としては、観光庁実施の全国観光入込客統計による「観光客数」を指標として採用すべきと考えているが、市町村単位の公表数値が存在しないことを理由に交付税算定には用いられていない。

<参考：本市の観光ごみ処理経費について>

➤30年度交付税における観光地のごみ処理の基準財政需要額（割増分）

→ 約15百万円

➤30年度の観光地のごみ処理に掛かった経費

→ 約540百万円

- (3) また、特別交付税において、「観光立国の推進に要する経費」が措置されているが、その算定にあたっては、全国一律の上限額が設けられている。

2 提案・要望

- (1) ごみ処理や文化財保護など、観光の振興や課題解決に係る財政需要を的確に反映した「観光費」を普通交付税の算定項目として創設すること。
- (2) そのために必要な指標として、市町村ごとの観光客数など、全国かつ客観的な統計を早急に整備すること。

【提案・要望事項】

公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

1 現状・課題

- (1) 公共施設等の適正管理・適正配置の取組を推進するため、現在、交付税措置のある地方債として「公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）」の発行が認められている。
- (2) 公適債の対象は、「集約化・複合化」「長寿命化」「転用」「立地適正化」「ユニバーサルデザイン化」「市町村役場機能緊急保全」「除却」の7事業となっており、事業内容に応じて約20%から45%の交付税措置がある。
- (3) 本市においても公適債を活用し、長寿命化事業等を進めているが、公適債は令和3年度までの時限措置であることから、今後、財政負担が障壁となり、必要な事業を実施できないおそれがある。
- (4) 集約化・複合化を除いて国費対象外の単独事業のみが対象であること、多くの事業で庁舎、消防署等の公用施設が対象外となっていること、「長寿命化」事業のうち道路の舗装整備については舗装の表層のみが対象とされ、損傷度が高い下層部分を含む修繕が対象外となっていることなど、起債要件が厳しくなっている。

(参考) 公適債の事業一覧

事業名	対象施設	対象外施設	交付税措置
①集約化・複合化	公共施設		市負担の45%
②長寿命化	公共施設 道路橋りょう等の社会基盤施設 (小規模単独事業に限定)	公用施設 (庁舎、消防署等) 公営住宅 公営企業施設	市負担の27%
③転用	公共施設		
④立地適正化	公共施設		
⑤ユニバーサルデザイン化	公共施設 公用施設(庁舎、消防署等)		
⑥市町村役場機能緊急保全	市町村役場(本庁舎)の建替え	区役所	市負担の22.5%
⑦除却	公共施設、公営住宅 公用施設(庁舎、消防署等)	公営企業施設	なし

2 本市における活用状況

事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
集約化・複合化	—	—	1.1億円	9.6億円
長寿命化	—	—	0.9億円	10.8億円
除却	0.6億円	0.4億円	0.9億円	1.3億円

本市では、今後も福祉施設の一体化、コンサートホール、勸業館、区庁舎など、公用施設を含む大規模な集約化、長寿命化事業に取り組んでいく必要があり、公適債の延長と要件緩和によって、これらの事業の推進につながる見込み。

3 提案・要望

長期的な視点で、計画的な対策が進められるよう、恒久的な措置とした上で、公共施設だけでなく、公用施設、社会基盤施設も含めた全体の適正管理・適正配置を更に促進するため、制度要件を大幅に緩和するよう求める。

【提案・要望事項】**防災・減災対策事業に係る地方債の恒久化****1 現状・課題**

- (1) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、緊急性・即効性の高い防災インフラを整備するために、令和2年度までの時限措置として発行が認められている。

	緊急防災・減災事業債	緊急自然災害防止対策事業債（※）
交付税措置率	市負担の70%	

※ 国の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ，地方単独で実施する防災インフラの整備を推進するために創設された。

- (2) 上記の地方債が廃止された場合，原則として防災対策事業債を発行し，事業の財源とすることになるが，交付税措置率が現行の70%から大幅に低下するため，必要な事業が実施できなくなるおそれがある。

	防災対策事業債		
	防災基盤整備	公共施設等耐震化	自然災害防止事業
交付税措置率	市負担の22.5% (△47.5p)	市負担の45% (△25p)	市負担の約30%（※） (△40p)

※財政力に応じて28.5～57%（京都市は約30%）

2 本市における活用状況及び今後の活用見込み**(1) 活用状況**

	平成23～30年度	令和元年度（見込）	令和2年度（予算）
緊急減災・防災事業債	70億円	10億円	10億円
緊急自然災害防止対策事業債	—	5億円	1億円

(2) 今後の活用見込み

	令和3～7年度 起債見込み	備考
緊急減災・防災事業債	17億円	地域防災行政無線システム更新，公園ブロック塀改修事業，消防車両整備など
緊急自然災害防止対策事業債	21億円	道路災害防除，河川緊急対策など

3 提案・要望

「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続等による十分な財源確保・拡充はもとより，大規模災害に対応する防災インフラ整備のため，緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を令和2年度までの時限措置でなく，恒久的な措置とすることを求める。